

市長の権限に属する消防事務に係る専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市訓令第1号

市長の権限に属する消防事務に係る専決規程の一部を改正する訓令

市長の権限に属する消防事務に係る専決規程（平成17年太田市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「次長及び中央消防署長」を「次長、中央消防署長及び東部消防署長」に改め、同条第4号中「署長（中央消防署長を除く。）」を「署長（中央消防署長及び東部消防署長を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。